

○被留置者の護送に関する訓令（平成9年3月4日島根県警察訓令第3号）

（概要）

この訓令は、被逮捕者、被勾留者その他法令の規定により留置施設に留置されている者について警察官の行う護送に関し、必要な事項を定めることを目的としたものです。